G4ファクシミリ相互接続試験実施要領

HATS推進会議 (高度通信システム相互接続推進会議) ファクシミリ相互接続試験実施連絡会

G4ファクシミリ相互接続試験実施要領

改定履歴

		.,	
版	改定年月日	改定内容	担当
0.0	1992年10月29日	TTCにて TTC-G-005-V1 として制定	笹野
1.0	2007年3月31日	TTCより譲渡	笹野

本書は、TTCがガイドラインとして制定・管理していたものをHATS推進会議(以下、HATSという。)に譲渡されたものであり、HATSが著作権を保有しています。

内容の一部または全部をHATSの許諾を得ることなく複製、転載、改変、転用及びネットワーク上での送信、配布を行うことを禁じます。

TTC-G-005-V1

G 4 ファクシミリ相互接続試験 実施ガイドライン

保存版

電信電話技術委員会

TTC相互接続試験実施ガイドライン

G 4 ファクシミリ 相互接続試験実施ガイドライン

1 9 9 9

社団法人電信電話技術委員会
THE TELECOMMUNICATION TECHNOLOGY COMMITTEE

TTC相互接続試験実施ガイドライン改版履歴

(G4ファクシミリ相互接続試験実施ガイドライン)

版数	制 定 日	改 版 内 容
第1版	1992年10月29日	制定

第	1	章	討	験	の	目	的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	
第	2	章	討	、験	の	対	象	•		•			•	•	•	•		•	•			•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	1	Ĺ
	2.	1		試	験	の	対	象	٤	な	る	端	末	•	シ	ス	テ	ム				•	•	•	•										•		•	1	L
	2.	2		試	験	に	利	用	す	る	網	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	1	
第	3	章	本	資	料	が	試	験	対	象	٤	す	る	標	準	の	範	囲	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	?
第	4	章	註	験	の	前	提	条	件		•	•	•	•	•			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•	•	3	}
	4.	1		試	験	対	象	以	外	に	準	拠	す	ベ	き	標	準	の	範	囲	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	;
	4.	2		事	前	確	認	事	項	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•			•		•	•		3	}
	4.	2. 1		プ		フ	7	1	ル	チ	ェ	ッ	ク	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	-	•		•	•	•	•		•			•	3	}
	4.	2. 2		社	内	で	の	確	認	•		•	•	•		•	•		•				•	•		•						•						4	t
	4.	2. 3		網	_	端	末	間	接	続	機	能	確	認				•	•	•			•		•	•			•	•				•				4	ŀ
	4.	2. 3.	1	ュ	_	ザ		網	イ	ン	タ	フ	エ	_	ス	規	定	点	•	•		•										•						4	ŀ
	4.	2. 3.	2		線	交	換	サ	_	ビ	ス		•						•				•															5	,
	4.	2. 3.	3	パ	ケ	ッ	ト	交	換	サ		ビ	ス		•																•	•						6	í
	4.	2. 3.	4	ュ	_	ザ		網	イ	ン	タ	フ	エ	_	ス	条	件	の	概	要																		7	
																				- 1																		•	
第	5	章	試	、験	環	境	•	•	•		•	•		•		•					•	•			•						•						•	8	i
	5.	1		試	験	の	形	態	•		•				•	•							•		•	•	•		•				•	•				8	,
	5.	1. 1		構	成	図											•			•				•		•	•											8	
	5.	1. 2		試	験	切	り	分	け	点	の	規	定	•							•				•											•		8	
	5.	1. 3		試	験	の	分	類											•							•												8	
	5.	2		試	験	の	た	め	の	設	定	す	べ	き	条	件		•																				9	
	5.	2. 1		口																																		9	
	5.	2. 2		パ	ケ	ッ	١	交	換	Ŧ	_	ド	(В	チ	ャ	ネ	ル)							•		•		•				•	•			10	

第	6	章	烒	験	項	目	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•]	i 1
	6.	1		試	験	の	方	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•]	l 1
	6.	1. 1		試	験	の	組	み	合	わ	せ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•]	l 1
	6.	1. 2		試	験	構	成	図	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	l 1
	6.	2		必	須	試	験	項	目	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		l 1
	6.	3		オ	プ	シ	3	ン	試	験	項	目	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		12
	6.	4		異	常	系	試	験	に	対	す	る	考	ż	方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		12
第	7	章	総	合	的	な	合	格	判	定	基	準	•	本	資	料	に	基	づ	<	同		試	験	の	取	り	扱	Ļγ	•	•	•	•	•	•	•	•		13
	7.	1		総	合	的	な	合	格	判	定	基	準	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		13
	7.	2		本	資	料	に	基	づ	<	同		試	験	の	取	り	扱	い	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		13
	7.	2. 1		試	験	実	施	フ	ェ	-	ズ	の	異	な	る	端	末	•	シ	ス	テ	ム	間	の	相	互	接	続	性	に	対	す	る	考	ž	方	•		13
	7	2 2		バ		ジ	=	ン	ア	"7	プ	劁	묘	ı	⋨ ╁	귬	ス	話	騇	の	老	ž	ぉ																13

第1章 試験の目的

G 4 ファクシミリについては、国際電信電話諮問委員会(C C I T T)において標準化作業が進められ、関連の勧告が承認されている。また、国内では、(社)電信電話技術委員会(T T C)が標準化を行い、国際勧告に準拠した標準が制定されている。

上記標準等に基づく製品が各メーカから製造・販売される中で、各ユーザのG4ファクシミリの利用を円滑に促進するためには、各製品間での相互接続性の確保が必要不可欠である。しかしながら、特に製品化当初においては、標準に準拠し製造されている製品同士でも、異なるメーカ間での相互接続性が確保されていない場合があり、相互接続試験の実施による接続性の確認が必要となる。

本資料は、上記の状況の中で、各メーカの製造する製品間での必要最低限の相互接続性 を確保するために実施すべき相互接続試験の内容・手順等について規定するものである。

本資料に基づく相互接続試験の実施により、各製品間の相互接続性の確保が図られ、我が国におけるG4ファクシミリの普及に向けた環境の整備が進展するとともに、標準自体の実効性も高められ、新たな標準を策定していく場合の参考として活用される。

第2章 試験の対象

2.1 試験の対象となる端末・システム

試験の対象となる端末・システムは、ISDNの回線交換モードまたはBチャネルのパケット交換モードで動作するG4ファクシミリである。

2.2 試験に利用する網

試験では、NTTが提供するINSネット64を使用する。

回線交換モードの試験において利用するサービスは、64kbit/s非制限ディジタル情報サービスである。また、パケット交換モードの試験において利用するサービスは、Bチャネルバーチャルコール(VC)とする。

第3章 本資料が試験対象とする標準の範囲

G 4 ファクシミリ相互接続試験の標準の範囲は、図 3. 1 に示すとおりである。但し、 J T - T 9 0 に関しては、第 2 版に準拠するものとする。

	T. 6 (M M R 符号化方式	
		特性)
T. 410シ	リーズ (ODA)/JT-T503(G4	ファクシミリ用 DAP)
JT-T430シ	ィリーズ(DTAM)/JT-T521(G	4ファクシミリ用CAP)
(テレ	T. 62 ックスとG4ファクシミリの)ための制御手順)
(テレマティ	T. 70 ックサービスのための基本	エトランスポートサービス)
(ISDNにおけるテレ		
JT-Q931	ISO/IEC8208 (JS-8208) T. 70NL	JT~X25 PLP (注1)
JT-Q921	ISO/IEC7776 (JT/X75 LAPB)	JT-X25 LAPB
Dチャネル	Bfャネル回線交換モード	Bチャネルハケット交換モート
	JT-1430	
	JT-T430シ (テレマティ (ISDNにおけるテレ JT-Q931	(MMR符号化方式 (G4ファクシミリ端末・ (T.410シリーズ (ODA)/JT-T503(G4 JT-T430シリーズ (DTAM)/JT-T521(G X.208/X.209 (抽象構文記法/基本符号 T.62 (テレックスとG4ファクシミリの T.70 (テレマティックサービスのための基本 JT-T90(補遺を含む (JS-N208)

(注1) JT-X31ケースBによる。

図3.1 試験対象とする標準の範囲

第4章 試験の前提条件

4.1 試験対象以外に準拠すべき標準の範囲

試験環境として、試験対象以外に準拠すべき標準を以下に示す。

- ① J T I 4 1 1 I S D N ユーザ・網インタフェース規定点および インタフェース構造
- ②JT-I430 ISDN基本ユーザ・網インタフェース第1層仕様
- ③ J T Q 9 2 0 I S D N 基本ユーザ・網インタフェース第 2 層概要
- ④JT-Q921 ISDN基本ユーザ・網インタフェース第2層仕様
- ⑤ J T Q 9 3 0 I S D N 基本ユーザ・網インタフェース第 3 層概要
- ⑥ J T Q 9 3 1 I S D N 基本ユーザ・網インタフェース第 3 層仕様

4.2 事前確認事項

相互接続試験を円滑に実施可能とするため、相互接続試験の参加希望者は、事前の十分な試験を完了しているものとする。事前試験としては、相互接続試験を行う機器の使用環境を整えたうえで、

- 関連するTTC標準、CCITT勧告、ISO標準に基づくプロトコルの検証試験
- システム全体の機能確認試験
- -相互接続試験を行うのに十分なシステムとしての信頼性の確認試験 等が完全に実施されるものとする。

事前の十分な試験が実施されたか否かについては、実施者自身の責任に基づく判定によるものとする。

以下に、事前に確認を要する項目を更に詳述する。

4.2.1 プロファイルチェック

G 4 ファクシミリの下位層プロファイル(レイヤ 1 ~ 3)は、試験を行う G 4 ファクシミリが、回線交換モードあるいはパケット交換モードのいずれで動作するかによって異なる。上位層プロファイル(レイヤ 4 ~ 6)は、用いる交換モードの相違によらず共通となる。

4.2.2 社内での確認

相互接続試験に参加する端末は、INSネット64に接続する以前に、被試験端末相互間もしくは、既に合格した端末との接続で、以下の項目が正常動作することを確認すること。

・INSネット64同等の私設交換網、または疑似交換装置等を介した6章に示される試験項目

4.2.3 網-端末間接続機能確認

相互接続試験では、接続ISDNとしてNTTが提供するINSネット64を使用することとする。本節では、INSネット64へ接続するための条件について示す。なお、詳細な条件については、関連する下記の技術参考資料を参照のこと。

技術参考資料 INSネットサービスのインタフェース

第1分冊 「概要編」

第2分冊 「レイヤ1、レイヤ2 編」

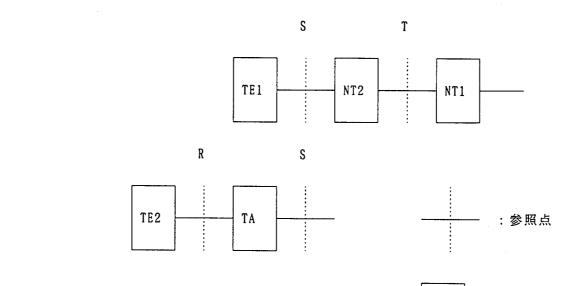
第3分冊 「レイヤ3回線交換 編」

第4分冊 「レイヤ3回線交換付加サービス 編」

第5分冊 「パケット交換 編」

4.2.3.1 ユーザ・網インタフェース規定点

ユーザ・網インタフェース規定点は、図4.1に示す参照点Tである。T点の物理的位置は、ディジタル回線接続装置(NCTE)の端末装置側を接続するネジ止め部分である。



NT1: 網終端装置1(NCTE)

N T 2 : 網終端装置 2

TE1 : 端末装置1

TE2 : 端末装置2 (既存端末装置)

TA : 端末アダプタ

図4.1 ユーザ・網インタフェース規定点

4.2.3.2 回線交換サービス

G 4 ファクシミリ相互接続試験で利用する I N S ネット 6 4 ・回線交換サービスの伝達能力を表4.1 に示す。

:機能群

表 4.1 伝達能力

要素	内容
情報転送能力	非制限ディジタル情報
転送モード	回線交換
情報転送速度	64kbit/s

4.2.3.3 パケット交換サービス

(1) サービス項目

INSネット64・パケット交換サービスは、TTC標準JT-X31におけるケースBに対応し、Bチャネルによるパケット通信が可能である。

G 4 ファクシミリ相互接続試験で利用する I N S ネット 6 4 ・パケット交換サービスの伝達能力を表 4. 2 に示す。

表 4. 2 伝達能力

要素	内容
情報転送能力	非制限ディジタル情報
転送モード	パケット交換
レイヤ2プロトコル	TTC標準JT-X25リンクレイヤ
レイヤ3プロトコル	TTC標準JT-X25パケットレイヤ

(2) ファシリティ項目

G4ファクシミリ相互接続試験で利用するINSネット64・パケット交換サービスにおけるファシリティ項目を下記に示す。

① フロー制御パラメータネゴシエーション

(3) 使用形態

G 4 ファクシミリ相互接続試験で使用する I N S ネット 6 4 ・パケット交換サービスにおける使用形態を表 4 . 3 に示す。なお、指定クラスにおける P V C (パーマネント・バーチャル・サーキット)は使用しない。

表4.3 Bチャネルパケットの使用形態

サービスクラス	接続形態	VC/PVC	備考
任意クラス	一般接続	VС	各Bチャネルのサービス条件は同一 該Bチャネルの回線交換モードとの共用が可能
指定クラス	一般接続	VC	各Bチャネルのサービス条件は個別設定可能 該Bチャネルの回線交換モードとの共用が可能
指定クラス	固定接続	VС	各Bチャネルのサービス条件は個別指定可能 該Bチャネルは、パケット交換モードに固定

4.2.3.4 ユーザ・網インタフェース条件の概要

INSネット64のユーザ・網インタフェースのプロトコル構成を図4.2に示す。

ネットワーク	JT-Q931		J T - X 2 5	PLP
データリンク	JT-Q921		J T - X 2 5	LAPB
物理	JT-I430			
適用対象	呼制御信号	回線交換	パケット交換	
	Dチャネル	Bチャネル		

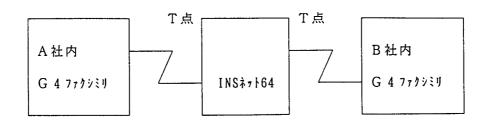
図4.2 INSネット64のユーザ・網インタフェースのプロトコル構成

第5章 試験環境

5.1 試験の形態

5.1.1 構成図

試験を行う環境としては、回線交換モード及びBチャネルパケット交換モードについて、図5. 1のようにNTTのINSネット64が用いられる。



(注) INS回線は試験を行う各社内に引き込むこと。

図 5.1 試験形態

5.1.2 試験切り分け点の規定

試験切り分け点は、ISDNサービスが提供するT点とし、試験ではT点においてISDN対応 G4ファクシミリクラス1のプロトコルが正しく実行されるかを検証する。

5.1.3 試験の分類

試験は、国内間での相互接続に使用するG 4 ファクシミリクラス 1 装置において、以下のように 分類する。

- ① I N S ネット 6 4 回線交換モード
- ② I N S ネット 6 4 パケット交換モード

但し、パケット交換については、利用するパケットサービスはBチャネルバーチャルコールとする。

5.2 試験のための設定すべき条件

TTC標準JT-T90及びJT-T90補遺に基づき、設定すべき条件を以下に示す。

5.2.1 回線交換モード

		項目	条件
Dチャネル	レイヤ3	LLCネゴシェーション (アウトバンド・ネゴシェーション)	未使用
В	レイ	モジュロ	8 を基本とする
チ	ヤ	kパラメータ値	7
ヤネ	2	パラメータネゴシェーションの 為 の XID7レーム	発呼端末は送出しない
ルル	レイ	モジュロ	発呼時レイヤ2のモジュロとして8が使用 された場合、レイヤ3のモジュロも8を使 用する。
	7	発呼DTE7ドレス/ 着呼DTE 7ドレス	設定しない場合は、アドレス長を"0" に設定する。 設定する場合はその内容は端末に依存する
	J	リンク確立直後のリスタート要求 ハケット及び発呼要求ハケット	発呼側端末からのみ送出し、着呼側端末からは送出しない。
		パケットサイズとウインドウサイズ	フロー制御パラメータネゴシェーション機能をもつことは必須であり、かつレイしな接続時にこのネゴシェーションを実行しなければならない。ネゴシェーション可能なパケットサイズは128,256,512,1024,2048,ウインドウサイズは2~127である。 JT-T90(第1版)に基づくG4ファクシミリとの適切な接続の為にはパケットサイズは256以上を使用する。
		論理チャネル	発呼側は論理チャネル識別子"1"を使用する。
		オンラインファシリティ登録	発呼側では使用しない。
		OSI NSの最小限の要求項目と してJT-T90で規定する 8 個の ユーザファクシリティ	発呼側では使用しない。

5.2.2 パケット交換モード(Bチャネル)

各		項	B	条件							
種	スパ	レープットクラスネゴミ	シェーション	利用しない							
機		コー制御パラメータ	ウインドウサイズ	利用する							
能	ネニ	ブシェーション 	パケットサイズ	利用する							
利	ファ	ストセレクト機能		利用しない							
用用	付	着信課金受付		利用しない							
選	加 機	グループ形閉域接続		利用しない							
択	能	代表選択		利用しない							
В	利月	月Bチャネル種別		いずれでも可							
チ		指定Bチャネル		~ .							
ヤ		任意Bチャネル									
ネ	指元	EBチャネルの接続種5	3 1)	いずれでも可							
ル		一般接続(回線交換)	との併用可)								
		固定接続(回線交換	との併用不可)								
	付	パケット多重機能		利用しない							
	加	発信専用		利用しない							
	機	着信専用		利用しない							
	能	相手固定接続(PV	C)	利用しない (VCを利用する)							
	最っ	大パケットサイズ		2 0 4 8							
	デ	フォルトスループット	クラス	9 6 0 0							
	D	ごット修飾		利用しない							

第6章 試験項目

相互接続試験に参加するメーカ間で、各メーカが所有する端末相互に接続および原稿の送受信が正常に行われることを確認する。

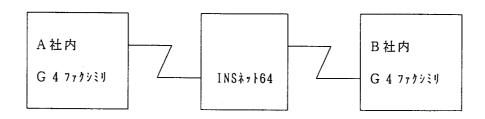
6.1 試験の方法

6.1.1 試験の組み合わせ

試験の組み合わせは、基本的に相互接続試験に応募した全メーカの総当たり方式とする。

6.1.2 試験構成図

以下の構成で相互接続試験を行う。



(注) INS回線は試験を行う各社内に引き込むこと。

図6.1 試験構成図

6.2 必須試験項目

必須の試験項目は、以下の通りである。

- ①A4判原稿1枚を画素伝送密度200×200画素/25.4mmで送受信
- ②A4判原稿3枚を画素伝送密度200×200画素/25.4mmで送受信 (注)原稿サイズ
- ・上記A4判は、ISO A4とする。

6.3 オプション試験項目

オプションの試験項目は、以下のとおりである。

- ① A 4 判原稿 1 枚を画素伝送密度 3 0 0 × 3 0 0 画素 / 2 5 . 4 m m で送受信 (必須ページフォーマットのオプション画素伝送密度による通信)
- ② A 4 判原稿 1 枚を画素伝送密度 4 0 0 × 4 0 0 画素 / 2 5 . 4 m m で送受信 (必須ページフォーマットのオプション画素伝送密度による通信)
- ③ B 4 判原稿 1 枚を画素伝送密度 2 0 0 × 2 0 0 画素 / 2 5 . 4 mmで送受信 (オプションページフォーマットの必須画素伝送密度による通信)
- ④A3判原稿1枚を画素伝送密度200×200画素/25.4mmで送受信 (オプションページフォーマットの必須画素伝送密度による通信)

(注) 原稿サイズ

- ・上記A4判は、ISO A4とする。
- ・上記A3判は、ISO A3とする。
- ・上記B4判は、JIS B4とする。

6.4 異常系試験に対する考え方

異常系試験として下記の条件が考えられる、

- ①通信中のオペレータによる中断操作
- ②通信中の装置異常(送信原稿ジャム、プリンタ異常、受信メモリオーバなど)
- ③通信中の電源断または回線断 (瞬断を含む)

これら異常状態に対して処理手順が明確であるものもあるが、メーカマターとして規定がされていないものもある。このため、これら異常系試験は本相互接続試験の対象外とし、試験方法・合否判定は特に定めない。

第7章 総合的な合格判定基準・本資料に基づく同一試験の取り扱い

7.1 総合的な合格判定基準

TTC標準の必須機能(解像度200×200画素/25.4mm、A4判原稿)による原稿1 枚送受信及び3枚連続送受信が正常に行われた場合に合格とする。

但し画品質に関しては合否判定基準に含めず、受信側で画像の乱れがなく印刷されたことを確認できたことで合格とする。

7.2 本資料に基づく同一試験の取り扱い

7.2.1 試験実施フェーズの異なる端末・システム間の相互接続性に対する考え方

試験実施フェーズの異なる端末・システム間の相互接続性は、前試験までに相互接続性の確認された1以上の端末・システムとの相互接続性の確認により確認される。

7.2.2 バージョンアップ製品に対する試験の考え方

バージョンアップ製品の相互接続性は、既試験で相互接続性の確認された1以上の端末・システムとの相互接続性の確認により確認される。

●本ガイドラインの使用にあったては、内容の変更の有無についてお尋ね下さい。

TTC相互接続試験実施ガイドライン

PBX間相互接続試験実施ガイドライン 一共通チャネル形信号方式—

1992年10月29日 発 行

定価 3900円(本体価格) (消費税117円別)

発行所 社団法人電信電話技術委員会

〒105 東京都港区浜松町1-2-11

浜松町鈴木ビル2F

TEL (03)3432-1551, FAX (03)3432-1553

TTC S